

第4回宇美町行政改革推進委員会 議事概要

1 開催日時 平成30年12月21日（金） 14時00分から

2 会場 宇美町役場 1階 第一応接室

3 出席者

○行政改革推進委員会委員（順不同）

嶋田暁文委員、尾方伸一委員、合屋昭輝委員、安河内毅委員、吉留節子委員
（欠席）金子辰美委員

○事務局（政策経営課）

工藤課長、水野課長補佐、藤崎係長、阿部主査

4 議事概要

(1)宇美町補助金の適正化ガイドライン（案）について

①ガイドライン（案）の修正箇所について

【2 補助金の適正化に向けた方針】

○「③補助金交付先が限定・固定化されないようにします。」の項目において、タイトル、文章ともに補助金の交付先がの後に「安易に」「不当に」などの形容詞を入れた方が良い。

【3 補助金とは何か】

○「(2)補助金の基本的な考え方」の「①公益性・必要性について」の項目について、原案では公益性と必要性をまとめて説明されているが、公益性と必要性をわけて説明した方が良い。

○「(2)補助金の基本的な考え方」の「②有効性について」の項目において、原案では有効性の説明に内容が含まれているが、効率性（経済性）の要件が必要ではないか。補助金の交付が補助目的の達成に貢献しているかという有効性に加えて、費用対効果を見る効率性を入れた方が良い。

【4 補助金の制度設計】

○「(6)補助金制度の運用について」の「①団体等の事務局の取り扱いについて」の項目について、団体等を支援することは行政の大切な仕事であるが、原案では団体等のお手伝いをしてはいけないかのように読み取れる。不適切な例として「町の職員が団体等の預金通帳や印鑑の管理、決算書の作成などを業務として行うこと」など、やってはいけないことを限定列挙するのがよいのではないか。

○「(6)補助金制度の運用について」の「②繰越金について」の項目について、
・今後、運営費補助金を認めなくなり、事業費補助金として交付していくこととなるが、事業費補助金はその事業（活動）自体に公益性がある、適正性があるということで補助しているの、交付先の繰越金があるかどうかを考慮すべきではない。（繰越金があるので減額するというのは整理がつきにくい。）町

からの補助金が事業費に充当され、充当されない補助金は返還されるので、繰越金があることを理由に見直しになることはないのではないか。

- ・どれくらいの繰越金があれば、自立している団体とみなすかという基準の設定がとても難しい。（自立するためにも繰越金は必要である。）
- ・年度当初の資金や新規事業を始める際には、余力（財源）が必要。ある程度の繰越金は必要ではないか。
- ・対象経費について明確な書類を整えているかどうか、運用の一つの視点として繰越金とは分けて「対象経費の明確化」の項目を設け、そのうえで、繰越金について「町からの補助金の対象となっている事業のみを行っている団体等に長年使われていない繰越金がある場合は、当面休止を検討する」との表現にしてはどうか。

②個別協議が必要な内容について

1 「補助対象経費」に関する内容

○人件費

- ・「補助対象経費として認められない人件費の例」の原案では、団体の構成員に対する日当等が全く認められないように受け取られるので、本文に記載されている内容を枠の中に補足した方が良い。

○旅費

- ・旅費の説明として挿入されているかっこ書きの部分は、1行目の旅費の後に記載すべき。
- ・「加えて、旅費を算定する際の基準も必要となります。」は、最後の段落「なお」の前に記載したほうが良い。
- ・本文中にみとめられない対象経費として「団体等の定例的な役員会議出席に係る旅費等」とあるが定例的な会議の中で、補助対象事業について協議したものについては対象となるので、「団体等の運営に関する定例的な役員会議」と修正した方が良い。

○食糧費

- ・「イベント、祭り等の従事者（団体等の構成員）に対する飲食代」は「イベント、祭り等に従事する団体等の構成員に対する飲食代」とした方が良い。
- ・「補助対象経費として認められない食糧費の例」のイベント、祭りの弁当代は認めて良いのではないか。単価金額をいくらまでという設定をすることができないか。

→団体等の構成員にそのイベント、祭りに従事する報酬が支払われている場合は、対象経費として認められないことが分かるように修正する。

○その他の経費

とくに意見なし。

2 「補助率」に関する内容

- ・本文中に「団体等の自立に向けた取組を妨げる要因となることから」とあるの

は「要因となりうることから」に修正すべきである。

- ・補助対象経費の2分の1以下の根拠は何か。
- 補助金の性質が団体等の主体的な活動に対する支援であるため、補助率は原則として2分の1以下と考えている。
- ・2分の1以上を町が負担しても実施する必要がある場合には、補助金ではなく町の事業として委託に仕分けしていくということも加えた方が良い。
 - ・浄化槽の設置などを進めていくため補助金など、個人に対する補助金に関しては2分の1を超えることもあって良い。

3 「補助金制度の運用」に関する内容

○繰越金について

※「①ガイドライン（案）の修正箇所について」で協議済み

4 「補助金の適正化に向けた精査」に関する内容

○補助金評価シートについて

- ・「補助制度の概要」に「補助対象者」欄と「目的・積算等」欄があるが「目的」が最初であるべき。
- ・「目的・積算等」欄を「目的」欄と「積算等」欄に分けた方が良い。

○評価項目について

- ・漠然すぎるので、もっと数を増やして他の要素を入れるべき。根拠をもって評価できるように基準を細分化する。
- ・「公益性」と「必要性」は、満たされて当然。ここの2項目だけで高得点になるので、どの補助金も現状のまま継続となる恐れがある。
- ・評価項目についても、目的が達成できているかの「有効性」と費用対効果をみる「経済性」を分けた方が良い。
- ・「公益性」、「必要性」の配点を2.5点ずつにするか、もしくは「有効性」、「適正性」の項目を増やすことが望ましい。見直しにつながる点数設定にすべき。
- ・「適正性」の内容について、「補助金の支出根拠はあるどうか」、「目的が明確かどうか」など、対象事業、対象経費、補助率それぞれについて項目を分けた方が良い。
- ・「見直し基準」について、現状のまま継続と見直しの上で継続の境界（28点）を再検討した方が良い。
- ・評価機関による評価の段階では、評価シートに要綱、事業実績などの添付資料がついてということになるのか。
→そのとおり。

○補助金チェックシートについて

（評価項目について）

- ・それぞれの根拠資料が必要になってくると思うが、「必要性」の1項目の「町民のニーズ」については、独自の調査や関連する事件などがあればそれが該当するが、ほとんどの場合は総合計画の施策と重なる部分となり、「公益性」の2項

目と重なってしまう内容なので、再検討が必要である。

- ・「公益性」の内容「不特定多数の利益につながる」ではなく、「特定の利益につながってしまわないかどうか」ということわかる表現が良い。
- ・「行政と住民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である」について、どう判断するのか。有効性の2項目（迅速性や専門性）との兼ね合いの整理が必要である。（「補助金を出してでも継続させないといけない事業かどうか」というようなことになるのか。）
- ・評価項目については、具体的な判断基準となる根拠資料を想定して再考した方が良い。

(3)その他

- ・第5回の会議を1月31日（木）14時から開催する。（資料は事前に送付する。）